

## ● 授業目的公衆送信補償金制度について

授業目的公衆送信補償金制度は、2018年5月の法改正で創設された制度で、改正著作権法が2020年4月28日に施行されてスタートしました。

教育のICT化が進む中で著作物の円滑な利活用を促し教育の質の向上を図ることを目的とした制度です。

従来著作権法では、学校等の教育機関における授業の過程で必要かつ適切な範囲で著作物等のコピー（複製）や遠隔合同授業における送信（公衆送信）を著作権者等の許諾を得ることなく、無償で行うことができました（いずれの場合も著作権者の利益を不当に害する利用は対象外です）。

2018年の法改正で、ICTを活用した教育での著作物利用の円滑化を図るため、これまで認められていた遠隔合同授業以外での公衆送信についても補償金を支払うことで無許諾で行うことが可能となりました。

具体的には、学校等の教育機関の授業で、予習・復習用に教員が他人の著作物を用いて作成した教材を生徒の端末に送信したり、サーバにアップロードしたりすることなど、ICTの活用により授業の過程で利用するために必要な公衆送信について、個別に著作権者等の許諾を得ることなく行うことができますようになります。ただ、著作権者等の正当な利益の保護とのバランスを図る観点から、利用にあたっては制度を利用する教育機関の設置者が、全国で唯一文化庁長官が指定するSARTRASに補償金を支払うことが必要となっています。